

盈科小いじめ防止基本方針

本方針は、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、恵岐市・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

－いじめの定義－

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

表面上けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。（市いじめ防止基本方針 P3）

いじめ防止のための全体計画

組織

いじめ防止対策委員会Ⅰ

目的：児童理解に努め、いじめを含めた生徒指導諸問題について共通理解を図り、全職員で指導にあたる。
 構成員：全職員
 会議：隔週木曜日の放課後

いじめ防止対策委員会Ⅱ

目的：生活指導諸問題、いじめの防止、早期発見・対処に関する取組を外部関係者と連携し、実効的に行う。
 構成員：校長、教頭、教務、生活指導主任、養護教諭、学年主任、担任他
 （PTA本部役員、源泉の会会長、民生委員、恵岐市教育委員会、恵岐警察署、SC、SSW等）
 ※事案の内容や緊急性を考え、組織する。
 会議：必要に応じて開催

対策

未然防止

- ◆生徒指導が機能した授業の実施
- ◆道徳授業の充実
- ◆複数体制での授業の実施
- ◆豊かな体験を伴う学校行事の実施
 - ・スマイル班活動 ・なかよし集会
 - ・修学旅行(6年) ・宿泊学習(5年)
 - ・運動会 ・学習発表会 ・人権集会
- ◆PTA 総会や源泉の会での基本方針の周知
- ◆取組の実施状況の学校評価への位置付け

早期発見

- ◆児童理解の実施（隔週木曜日放課後）
- ◆個人面談の実施（業間）
 - ※6月・11月を中心に年に数回
- ◆心のアンケートの実施（年3回）
- ◆保健室（養護教諭）の活用
- ◆児童・保護者学校評価アンケートの実施
- ◆各種相談窓口の周知

対応



いじめ発見の状況

- ・教師の観察 児童の訴え（本人・友人） ・保護者の訴え
- ・外部からの情報 ・アンケート調査から

報告

担任 → 生活指導主任・教頭 → 校長
 ※情報の収集、共有、また、その期間のサポートを慎重に！

いじめ防止対策委員会

正確な事実関係の収集と今後の進め方の検討
 ①個別の聴取 ②第三者の聴取 ③擦り合わせの計画
 ④指導方針の検討・決定

被害児童・加害児童への事実確認

※双方の事実の整合が取れた後、次の段階へ進む。

保護者への説明

- | | |
|------------|-----------|
| ①被害児童保護者 | ②加害児童保護者 |
| ○謝罪と事実説明 | ○事実説明 |
| ○安全・安心の確保 | ○謝罪方針について |
| ○今後のことについて | ○謝罪について |
| ○加害児童保護者会等 | |

経過観察・確認

面談の実施（被害児童及び保護者）

- <いじめ解消の判断>
 ◇いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）
 ◇被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

慎重かつ迅速な対応を！

重大事態

- ①組織は、基本的にいじめ防止対策委員会Ⅱとし、外部機関との連携については、市教委と協議の上、対応する。
- ②情報の共有については、市教委と協議する。情報開示は、確認された事実関係のみとし、個人情報の保護等に十分配慮していく。